三十九

分野　測量業

小分野

産業分類　ＪＳＩＣ　七四二二　測量業

留保の種類　市場アクセス（第九・三条）

現地における拠点（第九・六条）

政府の段階　中央政府

措置　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章

概要　サービスの貿易

測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

四十

分野　運輸業

小分野　航空運輸業

産業分類　ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等

ＪＳＩＣ　四六二一　航空運送業

留保の種類　内国民待遇（第十四・三条）

最恵国待遇（第十四・四条）

経営幹部及び取締役会（第十四・八条）

政府の段階　中央政府

措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章

投資

1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

2　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。

(a)　日本国の国籍を有しない自然人

(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。

3　日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等の会社は、2の(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求に応ずることにより2の(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。

4　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

6　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

四十一

分野　運輸業

小分野　航空運輸業

産業分類　ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等

ＪＳＩＣ　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。）

留保の種類　市場アクセス（第九・三条）

内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）

経営幹部及び取締役会（第十四・八条）

政府の段階　中央政府

措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章

サービスの貿易及び投資

1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

2　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。

(a)　日本国の国籍を有しない自然人

(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。

3　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

四十二

分野　運輸業

小分野　航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）

産業分類

留保の種類　市場アクセス（第九・三条）

内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）

経営幹部及び取締役会（第十四・八条）

政府の段階　中央政府

措置　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章

概要　サービスの貿易及び投資

1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

(a)　日本国の国籍を有しない自然人

(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

四十三

分野　運輸業

小分野　通関業

産業分類　ＪＳＩＣ　四八九九　他に分類されない運輸に附帯するサービス業

留保の種類　市場アクセス（第九・三条）

現地における拠点（第九・六条）

政府の段階　中央政府

措置　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二章

概要　サービスの貿易

通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

四十四

分野　運輸業

小分野

産業分類　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）

ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業

ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）